

官報

号外

平成十四年七月十二日

○第百五十四回 参議院會議録第三十九号

平成十四年七月十二日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第四十号

平成十四年七月十二日

午前十時開議

第一 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、

検査官に大塚宗春君を、

また、公正取引委員会委員長に竹島一彦君を任命することについて、本院の同意を求めています。

りました。

これより採決をいたします。

まず、検査官の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

平成十四年七月十二日 参議院會議録第三十九号 国家公務員等の任命に関する件 離島振興法の一部を改正する法律案

ます。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、全会一致をもって同意することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 次に、公正取引委員会委員長の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 日程第一 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国土交通委員長北澤俊美君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(北澤俊美君登壇、拍手)

○北澤俊美君 たたいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、離島振興法の有効期限を十年延長するとともに、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全に重要な役割を担っていることを明らかにし、地域における創意工夫及び離島の自立的発展を促進するため、国が離島振興計画を定める現行の制度を改め、国が作成した離島振興基本方針に基づき、都道府県が市町村の策定した案を反映させた離島振興計画を定める制度とするほか、離島振興の追加施策に関する規定を整備する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、本法改正の主要事項、離島振興法による成果と今後の課題、航路、バス等の交通基盤の整備、遠隔地医療体制の整備、下水処理施設、廃棄物処理施設等の整備、観光産業の振興、離島振興政策の実効性を確保するための財政措置の充実その他について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時八分散会

出席者は左のとおり。

議長	倉田 寛之君
副議長	本岡 昭次君

議員	大江 康弘君	森 ゆうこ君
	山本 香苗君	松 あきら君
	高橋紀世子君	平野 達男君
	遠山 清彦君	渡辺 孝男君
	岩本 莊太君	広野ただし君
	福本 潤一君	沢 たまき君
	中川 義雄君	日出 英輔君
	島袋 宗康君	西川きよし君
	山口那津男君	加藤 修一君
	山本 保君	弘友 和夫君
	木村 仁君	佐々木知子君
	平野 貞夫君	田村 秀昭君

久野 恒一君	青木 幹雄君	西田 吉宏君	関谷 勝嗣君	田中 直紀君	松谷 蒼一郎君	大島 慶久君	野間 起君	上野 公成君	中島 眞人君	北岡 秀二君	阿部 正俊君	森山 裕君	仲道 俊哉君	山崎 力君	有馬 朗人君	岩城 光英君	荒井 正吾君	中島 啓雄君	野上 浩太郎君	藤井 基之君	松山 政司君	山内 俊夫君	龜井 郁夫君	吉田 博美君	浜田 卓二郎君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	渡辺 秀央君	西岡 武夫君	泉 信也君	木庭健太郎君	日笠 勝之君	松岡満壽男君	鶴保 庸介君	荒木 清寛君	風間 昶君
岩永 浩美君	加納 時男君	陣内 孝雄君	中曾根弘文君	清水嘉与子君	山崎 正昭君	吉村剛太郎君	狩野 安君	尾辻 秀久君	溝手 顕正君	市川 一朗君	岩井 國臣君	魚住 汎英君	世耕 弘成君	岸 宏一君	阿南 一成君	大野つや子君	山下 英利君	愛知 治郎君	森田 次夫君	福島啓史郎君	舩添 要一君	森元 恒雄君	山下 善彦君	柏村 武昭君	扇 千景君	草川 昭三君	白浜 一良君	統 訓弘君	田名部匡省君	月原 茂皓君	山下 栄一君	森本 晃司君	山本 正和君	入澤 肇君	魚住裕一郎君	高野 博師君

平田 健二君	伊藤 基隆君	佐藤 道夫君	橋本 聖子君	海野 徹君	小宮山洋子君	高嶋 良充君	谷 博之君	羽田雄一郎君	木俣 佳文君	辻 泰弘君	池口 修次君	中村 敦夫君	沢村 英二君	岩本 司君	黒岩 宇洋君	上杉 光弘君	野沢 太三君	斎掛 哲男君	真鍋 賢二君	宮崎 秀樹君	河本 英典君	加藤 紀文君	鴻池 祥肇君	武見 敬三君	景山俊太郎君	清水 達雄君	鈴木 政二君	田村 公平君	林 芳正君	佐藤 昭郎君	小泉 顯雄君	有村 治子君	脇 雅史君	小林 温君	伊達 忠一君	森下 博之君
郡司 彰君	朝日 俊弘君	今泉 昭君	小林 元君	櫻井 充君	小川 敏夫君	佐藤 雄平君	保坂 三蔵君	高橋 千秋君	谷林 正昭君	小斎平敏文君	若林 秀樹君	山根 隆治君	椎名 素夫君	榎葉賀津也君	鈴木 寛君	井上 吉夫君	桜井 新君	山東 昭子君	久世 公堯君	竹山 裕君	佐藤 泰三君	南野知恵子君	矢野 哲朗君	中原 爽君	金田 勝年君	谷川 秀善君	三浦 一水君	田浦 直君	常田 享詳君	松村 龍二君	山本 一太君	大仁田 厚君	斎藤 滋宣君	後藤 博子君	近藤 剛君	西銘順志郎君

副大臣	内閣官房副長官	内閣官房副長官	総務 副大臣	若松 謙雄君	上野 公成君	扇 千景君	小野 清子君	今井 澄君	長谷川 清君	柳田 稔君	斎藤 十朗君	広中和歌子君	江田 五月君	宮本 岳志君	又市 征治君	松井 孝治君	大門実紀史君	神本美恵子君	八田ひろ子君	福島 瑞穂君	内藤 正光君	大沢 辰美君	西山登紀子君	大脇 雅子君	小川 勝也君	林 紀子君	池田 幹幸君	和田ひろ子君	江本 孟紀君	岩野 君枝君	直嶋 正行君	薬科 満治君	千葉 景子君	吉岡 吉典君	筆坂 秀世君	国土交通大臣	内閣官房副長官	若松 謙雄君	
							佐藤 泰介君	堀 利和君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	北澤 俊美君	山下八洲夫君	奥石 東君	井上 哲士君	大塚 耕平君	紙 智子君	田嶋 陽子君	藤原 正司君	小泉 親司君	福山 哲郎君	浅尾慶一郎君	井上 美代君	大田 昌秀君	齋藤 勲君	本田 良一君	小池 晃君	大淵 絹子君	円より子君	山本 孝史君	富樫 練三君	吉川 春子君	角田 義一君	川橋 幸子君	岡崎トミ子君	緒方 靖夫君	市田 忠義君	扇 千景君	上野 公成君	若松 謙雄君

議長の報告事項	一昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	財政金融委員	辞任	櫻井 充君	補欠	今泉 昭君	厚生労働委員	辞任	櫻井 充君	補欠	櫻井 充君	今泉 昭君	経済産業委員	辞任	荒木 清寛君	補欠	草川 昭三君	国家基本政策委員	辞任	草川 昭三君	補欠	荒木 清寛君	予算委員	辞任	大門実紀史君	補欠	富樫 練三君	行政監視委員	辞任	渡辺 孝男君	補欠	遠山 清彦君	決算委員	辞任	渡辺 孝男君	補欠	遠山 清彦君	行政監視委員	辞任	大脇 雅子君	補欠	又市 征治君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	災害対策特別委員	辞任	山口那津男君	補欠	弘友 和夫君
---------	--	--------	----	-------	----	-------	--------	----	-------	----	-------	-------	--------	----	--------	----	--------	----------	----	--------	----	--------	------	----	--------	----	--------	--------	----	--------	----	--------	------	----	--------	----	--------	--------	----	--------	----	--------	--------------------------------------	----------	----	--------	----	--------

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本郵政公社法案(閣法第九二号)

日本郵政公社施行法案(閣法第九五号)

民間事業者による信書の送達に関する法律案(閣法第九三号)

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第九六号)

総務委員会に付託

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案(閣法第九九号)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案(閣法第一〇〇号)

経済産業委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

道路運送車両法の一部を改正する法律

昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員

辞任

補欠

財政金融委員

辞任

補欠

文教科学委員

辞任

補欠

厚生労働委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

平成十四年七月十一日 参議院会議録第三十九号

議院運営委員

辞任

佐藤 道夫君

補欠

榊原賢津也君

同日委員長から次の報告書が提出された。

離島振興法の一部を改正する法律案(衆第三二

号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

増大し続ける医療費に係る国庫負担金の財源に

関する質問主意書(山本孝史君提出)(第三二

号) 本日内閣から、左記の者を検査官に任命したいの

で、会計検査院法第四條第一項の規定に基づき本

院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(七月三十日定年退官の金子晃の後任)

大塚 宗春

本日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員長

に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律第二十九條第二項の規定に基

づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月二十三日任期満了による再任)

竹島 一彦

審査報告書

離島振興法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年七月十一日

国土交通委員長 北澤 俊美

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における離島の社会経済情

勢にかんがみ、離島振興法の有効期限を十年延

長するとともに、離島が我が国の領域、排他的

経済水域等の保全に重要な役割を担っているこ

とを明らかにし、地域における創意工夫及び離

島の自立的発展を促進するため、国が離島振興

計画を定める現行の制度を改め、国が作成した

離島振興基本方針に基づき、都道府県が市町村

の策定した案を反映させた離島振興計画を定め

る制度とするほか、離島振興の追加施策に関す

る規定を整備する等、所要の措置を講じようと

するものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約千

五百億円が見込まれている。

離島振興法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十四年六月二十日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一

部を次のように改正する。

第一条中「国土」を「我が国の領域、排他的経済

水域等」に、「本土より隔絶せる特殊事情よりくる

後進性を除去するための」を「産業基盤及び生活環

境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況

を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特

性を生かした振興を図るため、地域における創意

工夫を生かした振興を「産業振興」を「産業

振興等」に、「その経済力の培養」を「離島の自立的

発展を促進」に改め、「発展」の下に「及び国民の

利益の増進」を加える。

第三条及び第四条を次のように改める。

(離島振興基本方針)

第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大

臣は、離島振興対策実施地域の振興を図るた

め、離島振興基本方針を定めるものとする。

2 離島振興基本方針は、次に掲げる事項につい

て定めるものとする。

- 一 離島の振興の意義及び方向に関する事項
 - 二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項
 - 三 農林水産業、商業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項
 - 四 生活環境の整備(廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ)に関する基本的な事項
 - 五 医療の確保等に関する基本的な事項
 - 六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
 - 七 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
 - 八 観光の開発に関する基本的な事項
 - 九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
 - 十 水害、風害その他の災害を防止するために必要な国土保全施設等の整備に関する基本的な事項
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関する基本的な事項
- 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、離島振興基本方針の変更にについて準用する。
- (離島振興計画)
- 第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該

地域について離島振興計画を定めなければならない。

2 離島振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 離島の振興の基本的方針に関する事項

二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する事項

三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項

四 生活環境の整備に関する事項

五 医療の確保等に関する事項

六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

七 教育及び文化の振興に関する事項

八 観光の開発に関する事項

九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

十 水害、風害その他の災害を排除するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に關し必要な事項

3 離島振興計画は、その地域について、国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)第七條の二第二項又は第十條第四項に基づく国土総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければならない。

4 都道府県は、離島振興対策実施地域について離島振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地域である市町村に対し、当該市町村に係る離島振興計画の案を作成し、当該都道府県に提出するよう求めなければならない。この場合において、一の離島振興対策実施地域が二以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村は、共同して、

離島振興計画の案を作成し、及び提出することができる。

5 前項の案の提出を受けた都道府県は、離島振興計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

6 都道府県は、離島振興計画を定めたときは、直ちに、これを国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知しなければならない。

7 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の規定により離島振興計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該離島振興計画についてその意見を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に申し出ることができる。

8 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第六項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

9 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第六項の規定により提出された離島振興計画について前項の規定による措置を執る必要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。

10 第四項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する。

第五條及び第六條を削る。

第七條中「前條第一項の事業計画を」を「離島振興計画に、」に改め、「に基づく」に、「の外を」の「の」を削る。

第八條中「第五條第一項の」を削り、同條を第六條とする。

第九條第一項中「第五條第一項の」を削り、「の事業を」に基づく事業のうち別表に掲げるもの」に、「港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第

四十二條第一項及び第二項、同法第四十三條第一号から第三号まで、同法第五十二條第二項第一号、第二号、第五号及び第六号、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第二十條第二項及び第三項、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五十六條、空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第六條第一項、同法第八條第一項及び第四項、同法第九條第一項及び第三項、義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第三條第一項、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十二條並びに消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第四條第一項の規定(これらの法律に基づく命令の規定を含む)を、当該事業に関する法令の規定に、「別表のとおりを」同表に掲げる割合に改め、同條第十三條中「同項を」同表に改め、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項中「第五條第一項の」を削り、同項を同條第六項とし、同條第四項中「第五條第一項の」を削り、同項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 国は、第一項に規定する事業のほか、離島振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に對して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

第九條を第七條とする。

第十條中「第五條第一項の」を削り、同條を第八條とする。

第十一條中「第五條第一項の」を削り、同條を第九條とする。

第十二條の見出し中「確保を」確保等に改め、同條第一項中「都道府県知事」を「都道府県」に改め、「第五條第一項の」を削り、同條第五号中「協力体制の下に(救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。以下同じ。)」を加え、同條第二項中「都道府県知事」を「都道府県」

に、「次の各号に」を「次に」に改め、同條第三項中「看護師の下に(以下「医師等」という。)」を加え、同條第六項中「第五條第一項の」を削り、同條に次の一項を加える。

7 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域内の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実を図られるよう適切な配慮をするものとする。

第十二條を第十條とし、第十三條を第十一條とし、第十四條を第十二條とする。

第十五條中「向上」の下に、「産業の振興、医療及び教育の充実を、」を、「円滑化及び」の下に、高度情報通信ネットワークその他の」を加え、同條を第十三條とし、同條の次に次の一項を加える。

(農林水産業の振興)

第十四條 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

第十六條を第十五條とし、第十七條を第十六條とし、同條の次に次の一項を加える。

(地域間交流の促進)

第十七條 国及び地方公共団体は、離島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していること等の特性があることにかんがみ、国民の離島に対する理解と関心を深めるとともに、離島振興対策実施地域の活性化に資するため、離島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

第二十一條を第二十二條とし、第二十二條を第二十一條とする。

第十九條中「製造の事業」の下に、「ソフトウェア業若しくは旅館業(下宿営業を除く。)」を加え、同條を第二十條とする。

(農地法等における配慮)

附則第二項中「平成十五年三月三十一日」を平成二十五年三月三十一日」に改め、附則第三項から第五項までを削り、附則第六項中「第九条第四項」を「第七条第五項」に改め、同項を附則第三項とし、附則第七項を附則第四項とし、附則第八項中「附則第六項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第九項中「附則第六項」を附則第三項に、「第九条第四項」を「第七条第五項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第十項中「附則第六項」を「附則第三項」に、「附則第七項及び第八項」を「附則第四項及び第五項」に改め、同項を附則第七項とする。

別表中「第九條關係」を「第七條關係」に改め、同表(中)「港灣法」の下に「昭和二十五年法律第二百十八号」を加え、同表(中)「漁港漁場整備法」の下に「昭和二十五年法律第二百三十七号」を加え、同表(中)「道路法」の下に「昭和二十七年法律第二百八十号」を加え、同表(四)「空港整備法」の下に「昭和三十一年法律第八十号」を加え、同表(田)「義務教育諸学校施設費國庫負擔法」の下に「昭和三十三年法律第八十一号」を加え、同表(丙)「児童福祉法」の下に「昭和二十二年法律第六十四号」を加え、同表(乙)「消防施設強化促進法」の下に「昭和二十八年法律第八十七号」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施

(經過措置)

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第一項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において新法第三条第一項の規定により定められた離島振興基本方針とみなす。

第三條 この法律による改正前の離島振興法(以下「旧法」という。)第五条第一項の離島振興計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、平成十四年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成十五年以降の年度に繰り越されたものについては、旧法第九条(別表を含む。)及び第十二条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 新法附則第四項から第七項までの規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧法附則第六項の貸付金についても、新法附則第三項の貸付金とみなして適用する。

(災害対策基本法の一部改正)

第五条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三号中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第六條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項の表平成十五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

離島振興計画(離島振興法第五條第一項に規定する離島振興計画をいう)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に關すること。

離島振興法

五年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十五年三月三十一日

難島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

正する。

附則第二條第一項の表平成二十五年三月三十一日の項中「第五條第一項」を「第四條第一項」に改める。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「検査官(大塚宗春君)」

贊成者氏名

一三〇名

阿南
一成君

阿部 正俊

愛知
治郎君

月木 幹雄

荒井 正吾君

有馬朗人

有村 治子君

吉夫 升上

泉
信也君

市川一朗

入澤肇君

石井國臣

岩城 光英君

石永浩美

上杉 光弘君

魚住 汎英

小野 清子君

尾辻 秀久

大島 慶久君	大仁田 厚君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	高野 博師君	統 訓弘君	荒井 正吾君	有馬 朗人君
大野つや子君	扇 千景君	山崎 力君	山崎 正昭君	鶴岡 洋君	遠山 清彦君	有村 治子君	井上 吉夫君
加藤 紀文君	加納 時男君	山下 英利君	山下 善彦君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君	泉 信也君	市川 一朗君
狩野 安君	景山俊太郎君	山本 一太君	吉田 博美君	日笠 勝之君	弘友 和夫君	入澤 肇君	岩井 國臣君
柏村 武昭君	金田 勝年君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	福本 潤一君	松 あきら君	岩城 光英君	岩永 浩美君
亀井 郁夫君	河本 英典君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	森本 晃司君	山口那津男君	上杉 光弘君	岩住 汎英君
木村 仁君	岸 宏一君	伊藤 基隆君	池口 修次君	山下 栄一君	山本 香苗君	小野 清子君	尾辻 秀久君
北岡 秀二君	久世 公堯君	今井 澄君	今泉 昭君	山本 保君	渡辺 孝男君	大島 慶久君	大仁田 厚君
久野 恒一君	沓掛 哲男君	岩本 司君	海野 徹君	井上 哲士君	井上 美代君	大野つや子君	扇 千景君
小泉 顕雄君	小齊平敏文君	江田 五月君	江本 孟紀君	池田 幹幸君	市田 忠義君	加藤 紀文君	加納 時男君
小林 温君	後藤 博子君	小川 勝也君	小川 敏夫君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君	狩野 安君	景山俊太郎君
鴻池 祥肇君	近藤 剛君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	大沢 辰美君	紙 智子君	柏村 武昭君	金田 勝年君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	神本美恵子君	川橋 幸子君	小池 晃君	小泉 親司君	亀井 郁夫君	河本 英典君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	木俣 佳文君	北澤 俊美君	大門実紀史君	富樫 練三君	木村 仁君	岸 宏一君
齋藤 十朗君	桜井 新君	郡司 彰君	小林 元君	西山登紀子君	畑野 君枝君	久野 恒一君	久世 公堯君
山東 昭子君	清水嘉与子君	小宮山洋子君	奥石 東君	八田ひろ子君	林 紀子君	北岡 秀二君	沓掛 哲男君
清水 達雄君	陣内 孝雄君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君	小泉 顕雄君	小齊平敏文君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	佐藤 雄平君	齋藤 勤君	吉岡 古典君	吉川 春子君	小林 温君	鴻池 祥肇君
関谷 勝嗣君	田浦 直君	櫻井 充君	榛葉賀津也君	岩本 莊太君	大江 康弘君	近藤 剛君	佐々木知子君
田中 直紀君	田村 公平君	鈴木 寛君	高嶋 良充君	島袋 宗康君	田名部匡省君	佐藤 昭郎君	齋藤 泰三君
伊達 忠一君	竹山 裕君	高橋 千秋君	谷 博之君	田村 秀昭君	高橋紀世子君	清水嘉与子君	山東 昭子君
武見 敬三君	谷川 秀善君	谷林 正昭君	千葉 景子君	西岡 武夫君	西川きよし君	桜井 新君	清水 達雄君
月原 茂雄君	常田 享詳君	角田 義一君	内藤 正光君	平野 貞夫君	平野 達男君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君
中川 義雄君	中島 啓雄君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君	広野ただし君	松岡満壽男君	中曾根弘文君	関谷 勝嗣君
中原 眞人君	仲道 俊哉君	長谷川 清君	平田 健二君	森 ゆうこ君	山本 正和君	中島 啓雄君	田中 直紀君
西田 吉宏君	西銘順志郎君	広中和歌子君	福山 哲郎君	渡辺 秀央君	大淵 絹子君	中島 眞人君	伊達 忠一君
野上浩太郎君	野沢 太三君	藤原 正司君	堀 利和君	田嶋 陽子君	大田 昌秀君	中川 義雄君	武見 敬三君
野間 赳君	南野知恵子君	本田 良一君	松井 孝治君	又市 征治君	黒岩 宇洋君	常田 享詳君	月原 茂雄君
橋本 聖子君	林 芳正君	円 より子君	峰崎 直樹君	中村 敦夫君	本岡 昭次君	谷川 秀善君	武原 敬三君
日出 英輔君	福島啓史郎君	築瀬 進君	柳田 稔君			竹山 裕君	伊達 忠一君
藤井 基之君	保坂 三蔵君	山下八洲夫君	山根 隆治君			田村 公平君	関谷 勝嗣君
真鍋 賢二君	舩添 要一君	山本 孝史君	和田ひろ子君			中島 啓雄君	田中 直紀君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君	若林 秀樹君	薬科 満治君			中曾根弘文君	伊達 忠一君
松山 政司君	三浦 一水君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君			仲道 俊哉君	武原 敬三君
溝手 顕正君	宮崎 秀樹君	加藤 修一君	風間 昶君			西銘順志郎君	野上浩太郎君
森下 博之君	森田 次夫君	草川 昭三君	木庭健太郎君			野沢 太三君	野間 赳君
森元 恒雄君	森山 裕君	沢 たまき君	白浜 一良君			南野知恵子君	橋本 聖子君
						林 芳正君	日出 英輔君
						福島啓史郎君	藤井 基之君

反対者氏名
○名
賛成者氏名
国家公務員等の任命に関する件「公正取引委員会委員長(竹島一彦君)」
一二八名
阿南 一成君
愛知 治郎君
阿部 正俊君
青木 幹雄君

平成十四年七月十二日 参議院會議録第三十九号 投票者氏名

反對者氏名		賛成者氏名	
浅尾慶一郎君 伊藤 基隆君 今井 澄君 岩本 司君 江田 五月君 小川 勝也君 大塚 耕平君 神本美恵子君 木俣 佳文君 郡司 彰君 小宮山洋子君 佐藤 泰介君		仲道 俊哉君 西銘順志郎君 野上浩太郎君 野間 越君 橋本 聖子君 日出 英輔君 藤井 基之君 真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君 松山 政司君 溝手 顯正君 森下 博之君 森元 恒雄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山下 英利君 山本 一太君 吉村剛太郎君 荒木 清寛君 加藤 修一君 草川 昭三君 沢 たまき君 高野 博師君 鶴岡 洋君 浜田卓二郎君 日笠 勝之君 福本 潤二君 森本 晃司君 山下 栄一君 山本 保君 椎名 素夫君	
一〇〇名 朝日 俊弘君 池口 修次君 今泉 昭君 海野 徹君 江本 孟紀君 小川 敏夫君 岡崎トミ子君 川橋 幸子君 北澤 俊美君 小林 元君 興石 東君 佐藤 道夫君		二三名 阿部 正俊君 青木 幹雄君 有馬 朗人君 井上 吉夫君 市川 一朗君 岩井 國臣君 岩永 浩美君 上野 公成君 小野 清子君 大島 慶久君 大野つや子君 加納 時男君 景山俊太郎君 金田 勝年君 河本 英典君 岸 宏一君 久世 公堯君 香掛 哲男君 小齊平敏文君 後藤 博子君 近藤 剛君 佐藤 昭郎君 齊藤 滋宣君 桜井 新君 清水嘉与子君 陣内 孝雄君 世耕 弘成君 田浦 直君 田村 公平君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享詳君 中川 義雄君 中島 眞人君 中原 爽君	
日程第一 離島振興法の二部を改正する法律案 (衆議院提出) 賛成者氏名		賛成者氏名	
保坂 三蔵君 舩添 要一君 松村 龍二君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森田 次夫君 森山 裕君 山内 俊夫君 山崎 正昭君 山下 善彦君 吉田 博美君 脇 雅史君 魚住裕一郎君 風間 昶君 木庭健太郎君 白浜 一良君 統 訓弘君 遠山 清彦君 浜四津敏子君 弘友 和夫君 松 あきら君 山口那津男君 山本 香苗君 渡辺 孝男君		阿南 一成君 愛知 治郎君 荒井 正吾君 有村 治子君 泉 信也君 入澤 肇君 岩城 光英君 上杉 光弘君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大仁田 厚君 加藤 紀文君 狩野 安君 柏村 武昭君 亀井 郁夫君 木村 仁君 北岡 秀二君 久野 恒一君 小泉 顯雄君 小林 温君 鴻池 祥肇君 佐々木知子君 佐藤 泰三君 齋藤 十朗君 山東 昭子君 清水 達雄君 鈴木 政二君 関谷 勝嗣君 田中 直紀君 伊達 忠一君 武見 敬三君 月原 茂皓君 鶴保 庸介君 中島 啓雄君 中曾根弘文君	
佐藤 雄平君 櫻井 充君 鈴木 寛君 高橋 千秋君 谷林 正昭君 比佐テイチ君 角田 義一君 直嶋 正行君 長谷川 清君 広中和歌子君 藤原 正司君 本田 良一君 円 より子君 築瀬 進君 山下八洲夫君 山本 孝史君 若林 秀樹君 井上 哲士君 池田 幹幸君 岩佐 恵美君 大沢 辰美君 小池 晃君 大門実紀史君 西山登紀子君 八田ひろ子君 筆坂 秀世君 吉岡 吉典君 大江 康弘君 田名部匡省君 西岡 武夫君 平野 貞夫君 広野ただし君 森 ゆうこ君 渡辺 秀央君 大脇 雅子君 田嶋 陽子君 又市 征治君 中村 敦夫君		齋藤 勤君 榑葉賀津也君 高嶋 良充君 谷 博之君 千葉 景子君 辻 泰弘君 内藤 正光君 羽田雄一郎君 平田 健二君 福山 哲郎君 堀 利和君 松井 孝治君 峰崎 直樹君 柳田 稔君 山根 隆治君 和田ひろ子君 和科 満治君 井上 美代君 市田 忠義君 緒方 靖夫君 紙 智子君 小泉 親司君 富樫 練三君 畑野 君枝君 林 紀子君 宮本 岳志君 吉川 春子君 島袋 宗康君 田村 秀昭君 西川きよし君 平野 達男君 松岡満壽男君 山本 正和君 大淵 絹子君 大田 昌秀君 福島 瑞穂君 黒岩 宇洋君 本岡 昭次君	
西田 吉宏君 野上浩太郎君 野間 越君 橋本 聖子君 日出 英輔君 藤井 基之君 真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君 松山 政司君 溝手 顯正君 森下 博之君 森元 恒雄君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山下 英利君 山本 一太君 吉村剛太郎君 荒木 清寛君 加藤 修一君 草川 昭三君 沢 たまき君 高野 博師君 鶴岡 洋君 浜田卓二郎君 日笠 勝之君 福本 潤二君 森本 晃司君 山下 栄一君 山本 保君 椎名 素夫君		中嶋 正光君 角田 義一君 比佐テイチ君 谷林 正昭君 高橋 千秋君 鈴木 寛君 櫻井 充君 佐藤 雄平君 小宮山洋子君 郡司 彰君 木俣 佳文君 神本美恵子君 大塚 耕平君 小川 勝也君 勝本 耕平君 神本美恵子君 木俣 佳文君 郡司 彰君 小宮山洋子君 佐藤 泰介君 佐藤 道夫君 佐藤 雄平君 櫻井 充君 鈴木 寛君 高橋 千秋君 谷林 正昭君 比佐テイチ君 角田 義一君 直嶋 正行君 長谷川 清君	

平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤原 正司君
堀 利和君	本田 良一君
松井 孝治君	円 より子君
峰崎 直樹君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
藁科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
続 訓弘君	鶴岡 洋君
遠山 清彦君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	森本 晃司君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	井上 哲士君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	岩本 莊太君
大江 康弘君	島袋 宗康君
田名部匡省君	田村 秀昭君
高橋紀世子君	西岡 武夫君
西川きよし君	平野 貞夫君
平野 達男君	広野ただし君
松岡満壽男君	森 ゆうこ君
山本 正和君	渡辺 秀央君

反对者氏名

椎名 素夫君

一名

大淵 絹子君	大脇 雅子君
大田 昌秀君	田嶋 陽子君
福島 瑞穂君	又市 征治君
黒岩 宇洋君	中村 敦夫君
本岡 昭次君	

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第三十四、三十七号の発送は都合により後日と
なるため、第三十九号を先に発送しました。)

発行所 千一〇五―八四四五
二番四号 東京都港区虎ノ門二丁目
財務省印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部
(配本送料別) 一〇〇五円